

川南町議会・令和6年6月定例会一般質問【 田中 宏政 議員 】

(令和6年6月12日 午後2時16分 開始)

○議員（田中 宏政君） 東町長の一日も早い回復を願い、通告書に基づき質問をさせていただきます。

通告書とは順番が変わりますが、まず介護事業についての中から、元気アップ事業の目的と必要性という質問からしていきます。

この元気アップ事業は、税金などから支出しているの、目的、内容及び費用対効果について町民への説明責任を果たすとともに、社会経済情勢や町民のニーズに即したものであるか常に検証し、適正化に努める必要性があります。

質問は質問席からさせていただきます。

令和6年3月31日現在、川南町には65歳以上の人口が5,434人となっております。この元気アップ事業の開始時には、65歳以上の高齢者人口と要介護認定などを考慮すると約4,500人ぐらい事業対象者がいたと思われませんが、この事業開始時にどのような形で公平に公正に広報、周知したのか、この元気アップ事業のパンフレットを何名ぐらいに配付したのか、これです。こちらのパンフレットをいつ作られたのかお伺いします。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

そのパンフレットをいつ作ったかということは、ちょっと私も把握しておりませんが、配付については、お知らせかわみなみ、あと回覧板、あと包括支援センターのほうに配付しております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 今日たまたまお昼に家に帰った時に、回覧板に初めてこのパンフレットが入っているのを拝見したんですけども、いつ作られたのか、事業開始前なのか開始後なのか分かりますか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

令和6年の4月からやっておりますので、令和6年の4月、今年度、今年度の事業は始まっておりますので、今回、回覧板等に入ってきたかと思うんですけど、なのでお知らせに入ってきたのは今ということになると思います。

ただいまの御質問が、令和3年7月に事業が開始された時の前に作っているかという御質問なんですけど、その際には作っているということでした。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） その事業開始前に配付したということなんですけども、どのくらい配付したのか、2、3枚なのか、この事業対象者全員に配られたのか、お伺いします。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

事業開始前の回覧板のほうで配付をしているということです。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 回覧板が回ってくる世帯ってどのくらいか御存じでしょうか。ほとんどの方がこのパンフレットを見ることはなかったと思うんですよね。ほとんど、職員の方にも聞いたんですけども、口コミで広がったと聞いたんですけども、口コミで広がる、周知させる介護予防事業というのは、あまりにも不公平で不相当だと思いませんか。知らない方は3年たっても今現在も知りません。知らないままになっております。ごく一部の周りだけで広がる介護予防事業を適正、適切だと思われませんか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど回覧板と言ったんですけど、回覧板とお知らせかわみなみのほうにも掲載しております。あとホームページにも掲載しておりますので、65歳以上の方は誰でも参加できるということで、公平であると考えております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） それなのに、ほとんどの町民の方がこの事業について知りません。私、ここ2か月前ほどなんですけども、聞いて回りました。この事業のこと知っているかというの。7、80人、100人ぐらい、ちょっと正確な数字はちょっと分からないんですけども、知っていた人1名だけでした。1%です。このような状態で周知させた、広報していたというのは、あまりにも適切ではなかった。それが足りなかった。周知、広報が足りなかったと私は思います。

次の質問に行きます。

令和3年度7月開始時に元気アップ事業が開始されたということですが、開始当初の参加は何名だったのでしょうか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

令和3年の7月、最初の月は7名となっております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 7名の方が参加されているということなんですけども、この方々はどのような形でこの事業を知ることができたのか。先ほど言ったように七、八十名、私の周りに聞いて1名しかこの事業のほうを知ることがなかったんですけども、このように町民のほとんどに知られていない、また、最近まで議員も、この事業のことを知りません。そのような事業を令和3年7月になぜ知ることができたのか、お伺いします。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

なぜ知ることができたのかと言われると、先ほど述べたように広報、お知らせかわみなみであるとか、回覧板であるとか、そういったものであると思います。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 分かりました。このような委託事業では、公益性、妥当性、

有効性、透明性などが重要になると思います。

まず、公益性についてですが、令和4年度は約4,500人対象者がいたと思うんですけども、この4,500人中たった30人しかこの事業に参加できていません。まずほとんどの町民がこの元気アップ事業を知る人いない状況なんですけども、この委託事業に公益性があると考えられますでしょうか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

先ほどもちょっと言いましたけど、町内に住所を有する65歳以上の高齢者が対象でありまして、将来、要介護にならないための介護予防事業ということで、将来の介護保険料の抑制というものにもつながるといふふうに考えております。公益性はあると考えます。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） たった30人ですよ。町民の1%いません、対象者の1%もいません。これに公益性があるとは言えません。

次に行きます。

次に、この事業の妥当性ですが、直接執行や補助事業ではなく、委託事業という手段が最適である理由を聞かせてください。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、委託ってということと補助事業の違いというものがまずございます。それは、事業主体がどちらかということでございます。

委託の場合は、事業主体はあくまでも町が事業主体となりますが、受託した事業者は事業を代行しているということで、これに対して補助金は、補助金を受ける事業者が事業主体になっております。委託であれば、必要となる経費は全額委託料という形でもらえるということになりますけど、中には全額補助ということもありますが、一般的には補助率が3分の1であったり、2分の1であったりとかということが補助ということになるかと思えます。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 金額の妥当性を見てもみますと、現在、委託先、委託事業先は、株式会社サン・フューチャー・クリエイトとなっております。

そのサン・フューチャー・クリエイトの非会員1回60分当たり1,320円を基準に1.5時間を掛け、1回当たり2,000円で、1か月8,000円とされていますが、この株式会社サン・フューチャー・クリエイトの月会費を御存じでしょうか。恐らくですけど、まだちょっと分からないですけど、5,000円とか6,000円ぐらいだったと思います。この元気アップ事業の参加者は、マシンを使わず週に1日2時間だけ月に4回、それを4回、8時間限定で8,000円、この金額が妥当だと考えられますか。

また、金額を決めるに当たって、周りの市町村及び県外の同じような業種に金額の価格の確認をされましたでしょうか。

○福祉課長（河野 賢二君） 金額の妥当性ということなのですが、この元気アップ事業というのが独自事業でございまして、周りの市町村と価格を合わせるということが必要かどうかはちょっとどうかなと思いますけど、私もその金額を決めた際に、ちょっと携わっておりませんので、ここでちょっと明確な答えを出すことができません。すみません。

○議員（田中 宏政君） 月4回8時間で8,000円ですよ、体操が。高過ぎじゃないですか。8,000円の体操の事業に行かれますか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

介護予防に特化した体操ということになります。この価格が妥当かということをお私ここで述べることはできません。

○議員（田中 宏政君） しっかりと適正な価格というのを、もう一度考えてやってほしいと思います。

次に行きます。この時、金額の妥当性を見るんですけど、他の自治体を見てみると同じような介護予防委託事業をしていました。体育館や町の施設に委託事業者に先に来てもらい、参加者から参加費を200円とか500円支払ってもらって、介護予防の体操などを行っている自治体が数か所ありました。その事業ですけど、250人ぐらい参加して、何か所か分かれてなんですけど、1回じゃなくて5か所ぐらいに分かれて50人ずつとか、そういう形で分かれてなんですけども、事業費を見てみたら150万円ぐらいだったんですけど、川南町の元気アップ事業は、今年度の予算で90名で864万円というのは少し高過ぎではないでしょうか。また、参加者から参加費を取るとは考えなかったのでしょうか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

以前そういう話もあったということなのですが、今回については前年から引き続きということで、参加者から取るということはないということで計画しております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 今後は、その参加費というのを含めて、しっかりと考えていただけるように思います。

次に、参加者の妥当性を見てみますと、令和4年度と5年度、2年間同じ参加者が14名、令和5年度、6年度の2年間同じ参加者が26名、3年間同じ参加者が12名となっております。少ない参加人数に関わらずこれだけの人数が滞留している状況です。年間9万6,000円の一人当たりの事業を考えると、1年間という期間も長過ぎると思うんですけども、これだけの事業費であれば公平に事業対象者に参加していただくという考えであれば、期間の延長というのはいり得ないと思います。3年間もこの事業に参加していただくことが、正当、適切、妥当だと言える根拠を聞かせてください。

○福祉課長（河野 賢二君） この事業が、繰り返しになるかもしれませんが、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じた自立した日常生活を送るこ

とが目標ということになっておりますので、1年で今年やったら来年はしなくてもいいということではないと思うんですが、今後、田中議員が言われるようなことは考えていかななくてはいけないかなと思います。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 2年間、3年間やりたいというのであれば、自らお金を出してやるのが普通だと思います。税金から支出しているの、そういう部分も考えて、しっかりと適切に事業のほうを考えていただきたいと思います。

それというものの参加者以外に残り98%から99%の事業対象者は介護を予防する必要性がないと、それから考えられるんですけども、それについてどう考えますでしょうか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

その参加者以外のことを考えていないということではなくて、先ほど出ました百歳体操も含めて、この元気アップ事業など、やっぱりいろんなことをやっていかなくちやいけないなと思っておりますので、それ以外の方をもう無視しているということではございません。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 委託先、事業先の選定の妥当性を考えてみますと、この元気アップ事業を随意契約で委託先を選定されていると思うんですけども、一般入札やプロポーザルの選定をなぜしないのか、お聞きします。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

契約の際に業者選定理由というものがございまして、そちらをちょっと読み上げさせていただきます。元気アップ事業、元気アップ教室は、川南町保健福祉事業実施要綱に基づき、被保険者その家族や介護者に対し、介護予防及びリフレッシュ活動に対する取組を、自らが自主的かつ継続的に行うために、運動機能の維持・向上・介護負担の軽減等を目指し、高齢者が要介護状態等となることの予防、介護する人たちを支援することを目的としている。そのため委託先は、介護予防の専門的知識を有し、地域包括支援センターをはじめ各関係機関と連携のとれる業者を選定する必要がある。現在、介護予防の通いの場である百歳体操会場に専門職の派遣を依頼し、介護予防のための運動指導や講話等を実施している。その専門職を派遣依頼しているのは株式会社サン・フューチャー・クリエイト、スタジオライフであり、これまでの実績がある。また、ここ以外にこの事業を実施できる事業所がない。これらを考慮し、業務内容の特殊性及び委託先の制限などにより、地方自治法施行令第167条の2の1項第2号中その他の契約での性質または目的が競争入札に適しないものをするときというふうに判断して、随意契約をしているところでございます。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） そう来るとおっしゃってました。有効性で考えてみますと、この委託費、今年度が864万円に見合う費用対効果が期待できると思いますか。事業対象者

が恐らく4,500人くらいいると考えられますが、その2%の人しかこの元気アップに参加できていません。これを踏まえて864万円で4,500人が介護予防に関係すると、よくなるというふうに関係すると見合う費用対価が864万で、864万で委託費に見合う費用対効果がこの事業にあると期待できますでしょうか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

費用対効果というお話なのですが、今現在、費用対効果をここでちょっと私が話すことはできないので、ちょっと発言を控えさせていただきます。

○議員（田中 宏政君） 90人に対する費用対効果は出ると思うんですけども、事業対象者全員に関しての費用対効果というのは出ないんじゃないかと、すみません、そういう質問をしました。

次に行きます。

透明性を考えてみますと、この介護予防委託事業の参加可能対象者に、事業の内容や目的を広く公開することが必ず必要だと思われまます。事業開始時期に議会や委員会への説明をどのような形で何回ぐらい説明したのか、お聞かせください。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

令和3年の第8回議会の定例会におきまして、議員の一般質問に対する答弁で当時の課長が、百歳体操、元気アップ事業、地域ふれあい事業、食生活改善事業、認知症カフェ、訪問給食サービス等を介護予防として紹介しております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） この事業の内容などは説明されたのでしょうか。契約の単価とか電話での指導、そういう部分に関して説明されたのかお聞きします。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

当時、細かい事業の内容までを説明したかは、ちょっと私には分かりません。ただ、新規事業であったということであれば、ある程度の説明はされたんじゃないかと推測します。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 分かりました。

開示請求をして何点か疑問に思ったことがありました。まず、電話での指導ができるとありますが、どのような指導で、どのくらい、何時間何分指導するのか。その指導をどのような方法で確認、検証するのか。事業請求書に発信履歴を添付するのか、お伺いします。また、電話での指導が2,000円の委託費が発生しますが、この金額が妥当だと言える根拠を教えてください。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

電話での指導というのは、報告書のほうに記載されておりますが、議員の言われるように発信履歴、時間、そういったものは記載されておられません。透明性ということと言われるのであれば、今後そういったことも、いついつ、どういう指導をしたということ

ころまで報告してもらおうようにしなきゃいけないなと思います。

あと、電話での支払いの妥当性ということなんですが、当時、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、国の方針として一般介護予防事業として、電話による健康状態の確認や助言等の活動を実施することも可能ということがありましたので、電話での指導によって出席扱いとすることも可能としておるところでございます。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 国からの指導によって電話の請求が可能ということですが、請求が可能であってもお金を出すというのは川南町になりますよね。国が電話による指導に対して2,000円全額負担してくれるなら分かりますが、そうでなければ川南町が必要ないと判断すれば出す必要性はないと考えられます。電話での指導に対し、2,000円を出さなければ罰則規定などペナルティがあるなら出す必要性がありますが、どうでしょうか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

あくまでも自主事業ですので、罰則とかそういうものはないかと思えます。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 電話での指導された方が、介護予防事業ではなく通常の会員の場合、電話での指導に2,000円払えますでしょうか。その電話での指導が、しっかりとした指導であっても、2,000円を支払う人はほぼいないと思われそうです。500円でも支払う人はいないと思えます。

そこでお聞きします。もし、副町長がその事業に参加されて、電話で指導された場合に2,000円払えますでしょうか。

○副町長（河野 秀二君） 詳細な指導の中身が分かりませんが、電話1本確認で2,000円払うというのは、私はちょっと控えたいと思えます。

以上で終わります。

○議員（田中 宏政君） 課長はどうでしょうか。

○福祉課長（河野 賢二君） ここで個人的なコメントは差し控させていただきます。

○議員（田中 宏政君） 次に行きます。

令和4年8月の実績報告書を確認しましたところ、実績が99件でした。1回の事業費が2,000円であると考えますと、19万8000円が委託費になるのかと思えます。プラス電話での指導が4件ありますので、それを考慮したとしても20万6000円。しかし、この月の事業請求書を確認すると、参加者掛ける人数掛ける8,000円で26万4000円となっております。この計算では5万8000円が不正に請求されていると考えられます。契約書、また、年間ベースで考えますと、291万8000円の予算執行に対して、223万2000円の正当な委託実績金額となっております。68万6000円が不正に請求され支出されています。この不正請求は、刑法246条詐欺罪に該当する可能性があります。もし、職員がこの不正請

求に気づいているにも関わらず委託事業費を支出しているのであれば、詐欺罪の共謀共同正犯になる可能性があります。また、背任罪の可能性もあります。このような不正が疑われる状態ですが、適切な公正な正当な委託事業だと考えられますでしょうか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

請求の内容については、報告を頂いておりまして、それを職員が確認して委託費の支出をしているところでございます。なので、今議員が言われるようなことはないと思っております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 実績報告書を確認しますと、1か月に一度も参加されていない方が数名います。それも3か月、4か月。長い方だと1年間に2回だけ参加し、電話での参加が6回という参加者もいました。このような参加者でも月8,000円の登録料ですか、参加料ですか、が発生していると思われまます。このような事例に対して、町側から委託事業先や参加者に指導や注意はされているのか、こういう事例の事業費の支出を正当な適切な事業費の支出と言えますか。正当だと適切であると言える事業費ならば、その根拠をお聞かせください。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

令和3年と4年に関しては、月8,000円という委託料をお支払いしておりますが、これに関しては1回2,000円ということになっております。そういうところは見直しを行っているのかなと思っております。適正な支出かと言われると、契約に基づいて支出をしておりますので、適正であるということだと思います。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 令和3年度、4年度の契約書によっては1人月8,000円ということですが、もし、そうであれば事業参加者は、登録をしていれば月ゼロ回だろうが1回だろうが8,000円の事業費を支出したということですか。この事業者がコロナ感染者に感染し2回事業が中止になった場合は、1人月8,000円ではなく、月4,000円という請求になっています。事業報告書の備考欄に退会、辞めたと書いてあるのに関わらず、それをずっと請求されても問題ないということでしょうか。1年間2回しか参加していない人も、また、都合により事業に参加せず個人で午後に参加する人も事業報告書に名前があれば、発生の事業費は正当な支出だと言えることでよろしいでしょうか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

契約先、先ほども言いましたけれども、契約に基づいて支払いをしております、8,000円の支払いが正当性、妥当かと言われると、支払っている、1回も参加していないのに払っているということですね。（「そうそう」と呼ぶ者あり）

例えば、電話での指導であるとかいうことがあれば妥当かなと思っております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 分かりました。分からないけど、分かりました。

参加者からの参加日や事業参加の感想、効果の有無をしっかりと提出していただき、町のほうが事業所側と参加者側と、しっかりとチェックしてから事業費の支出となると思いますが、しっかりと照合されているのでしょうか。また、どのようなチェック体制なのかお聞きします。

○福祉課長（河野 賢二君） チェック体制ということなのですが、先ほども申し上げたとおり、報告書を職員がチェックして、請求金額と合っているかということをチェックして支出しております。以上でございます。もちろんその際には決裁を取っております。

以上です。

○議員（田中 宏政君） 参加者側からのチェックは全くしていないということで、分かりました。

そういう場合でするので実際のところは分かりませんが、委託事業先側から適当に参加実質がないのに、実績が、事実がないのに、実績がないのに請求があれば支払うということでしょうか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

契約をする際に、そういうことはないようにというふうになっておるとお思いますので、ないと思っております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 分かりました。登記簿によりますと、株式会社サン・フューチャー・クリエイトの昨年8月2日まで実質の取締役だったのが中瀬修議員であります。登記簿上は、なぜか2年以上遡って令和3年6月30日に取締役を退任しているみたいです。

ここで問題となるのが地方自治体92条2項により議員の300万円以上の請負が禁止されている点です。

現在、株式会社サン・フューチャー・クリエイトの取締役は、奥様となっているみたいですが、92条2項で請負が禁止されているものは、経営者またはこれに準ずるものです。取締役と同等の執行力、影響力を有する場合は、兼業禁止に該当するとされています。同じような判例でも該当していました。

また、この点と事業費の継続性、売上に対する事業費の割合、この部分も該当する要件であり、地方自治法92条2項に抵触する可能性があります。

これまで述べてきました不正、不当、不公平、不透明、違法である可能性があるということを含めると、この事業の停止または告発すべきじゃないかと思いますが、副町長、どうでしょうか。

○副町長（河野 秀二君） 詳細な調査をしないと不正があるとかないとかは言えませんが、今議員がおっしゃった内容等を再度チェックさせたいと思います。その中で結論が出れば、その結論に従って手続を取ることになるかと思いますが。

以上で終わります。

○議員（田中 宏政君） 次、小中学校の学力向上に行きます。

タブレット使用についてなんですけれども、町内の小中学校の授業において、平均的な1日の使用頻度をお伺いします。また、使用頻度の少ないクラスと多いクラスではどのくらい差があるのか、お聞きします。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

タブレットの使用頻度ということなんですけど、詳細については把握をしていないところでは。

ただ、学校訪問等の機会でクラスの様子を見ますと、小学校におきましては、タブレットの活用を積極的にやっているようです。それぞれでどのような学習にタブレットを活用するかも先生のお考え等もありますので、使用頻度についてはかなり差があるものと考えております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 使用頻度が増えれば、先生、生徒たちの目の疲れ、肩の疲れ、身体的な疲労が増すことが考えられますが、安全に快適に使用されるための指針や対策は取られてますでしょうか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えします。

タブレットを使うことでいろいろ目が疲れたりとかいうことに対する対策ということなんですけど、その辺に関しては特にはないと思うんですけど。ただ、じつと小さい画面を見てばかりで学習するというよりは、各教室に電子黒板という大きいテレビ型の黒板があるんですけど、そちらのほうに投影して皆さんで見てもらったりとか、そういう活用の仕方をされてますので、ずっと凝視して目が疲れるような状況ではないというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 視力アップの目の疲れを取るようなアプリもありますので、その辺の検討、導入の検討もお願いします。

次に行きます。

A I ドリルの活用状況についてお聞きします。

導入から約2か月ほどたちましたが、A I ドリルの活用状況はどうでしょうか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

A I ドリルの活用状況なんですけど、本年度よりA I ドリルのほうを導入いたしました。既に1人1台の端末が導入されておりますので、これを活用して、授業で活用したりとか、持って帰って家庭学習、宿題をやったりとかいうので活用しているところです。

活用の事例を言いますと、授業終わりの10分で学んだ内容をA I ドリルで確認し、それがすぐに自動採点され学習履歴が保存される。その学習履歴と熟度に応じて、またA I のほうで出題をするということで活用がされているところです。

ただ、本年度導入と申し上げたように、こちらのほう、まだ設定をしていただいた後に、A Iドリルの研修会というのを学校でまず先に行っているところです。こちらのほうが、5月27日現在で、まだ4校ほどしか完了しておらないところです。こちらが6月になっているので、まだ順次進んでいるとは思いますが、活用の研修等が終わっていない学校に関しましては、まだちょっと活用が始まっていないというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） せっかく導入したのですから、どんどん活用して学力向上のほうに生かしていただきたいと思います。

それと、そのA Iドリルのほうなんですけども、不登校の生徒が数名いると思うんですけども、不登校への生徒の使用、そういう活用は考えているのかお聞きします。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

不登校の子供たちへの活用ですけど、まず、今、生涯学習センターのほうにフロンティアルームで不登校の子が登校できる場所を作っております。本年度から唐瀬原中学校のほうにヒナタルームという、こちらもまた同様の活動ということで登校できる場所を作っておるところです。こちらにおいてもW i—F i とかの環境というのが学校も整っておりますし、生涯学習センターのほうも整えて、オンラインでの授業が受けられる体制というのは構築する予定になっております。

今後でいきますと、おうちにいてもオンラインの授業を受けられるというのも理想的だと思うんですけど、おうちのW i—F i の環境等もありますけど、その辺解決しながら、将来的にはそちらのほうも進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） A Iドリルの不具合とか、そういうのを聞こうと思ったんですけど、まだそういう状況ではないというところが分かりました。

次に行きます。

I C T支援についてお聞きします。

I C Tを活用した教育を推進するには、I C T支援員が重要な役割を果たすとされていますが、本町のI C T支援員について、何名、どのような方が、どのような形で支援業務を行っていますのかお聞きします。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

川南町においてI T C支援員は1名ということになっております。ただ、いろんな業務を行っていただいて、授業の支援、それから公務の支援、環境支援と研修の支援を行っていただいております。

特に、環境支援というのが、日常のメンテナンス、アカウントの設定、ユーザー登録等も行っていただいているんですけど、どうしても手がかかる場合には委託先からまた増員していただいて対応もしていただいているところです。

こちらのICT支援員の活用のほうが進んでいるということで、県のほうでどのくらい進んでいるかという調査があったんですけど、どちらかというと川南のほうは評価が高い部類に現在入っているところでございます。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 文部科学省では2022年までに4校に1名、ICT支援員を配置することと目標としていましたが、本町は小中学校7校あり、1名の支援員で足りているのでしょうか。

また、子供たちの学力向上のためにも、教育、教員の負担減のためにも、ICT支援員の増員は検討していかなければならないと思うのですが、どのように考えていますでしょうか。

○教育課長（三好 益夫君） まず、ITCでなくICTになっております。1名で足りるのかというお話なんですけど、現在のところは非常にいい形で運用していただいているというふうに考えています。ただ、将来的には、こちらの分野の活用というのもまた変わってくる可能性があるんで、その変化に柔軟に対応しながら考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 次の酪農危機について質問させていただきます。

2022年から23年にかけて、飼料高騰、円安、ウクライナとロシアとの戦争、新型コロナウイルス等による需要減など、様々な外的な要因によって、酪農家の経営は大恐慌の時代になったと言われております。

その後、乳価の上昇や可能な限り自家飼料に変換し飼料費を抑え、また、補助金や助成金などで何とか耐え抜き、現在に至っている状況だと思います。

川南町の酪農の現状、現況はどのように感じておりますでしょうか。副町長、お願いします。

○副町長（河野 秀二君） 近年、酪農家の方が2件ほど廃業されたという話を聞きました。それだけで現状が伝わってきます。

以上で終わります。

○議員（田中 宏政君） 産業推進課長、お願いします。

○産業推進課長（河野 英樹君） 御質問にお答えします。

現状と対策についてでございますが、副町長が発言したとおり、現在の酪農家でございますが、議員が言われた様々な情勢に起因する需要の変化、生産コストの増大等により、困難な状況に直面しております。

現状では、乳価は乳業メーカーと酪農生産者の団体ですね、の合意によって決められていますが、需給状況、市場動向、経済環境、生産者らの経営状況などの要因を総合的に勘案して決定されており、需要の変化や消費者の嗜好の変化により、酪農製品への需要が減少していることが価格に影響を与える一因となっております。

また、先ほど言われたウクライナ危機が大きな要因となった穀物相場の上昇、その後の記録的な円安等により、生産コストの多くを占める飼料代が上昇したことが経営を大きく圧迫しております。

農林水産省が昨年7月に公表した畜産統計におきましても、全国の乳用牛飼養戸数は、前年から5.3%減少、中央酪農会議が同年3月にまとめた調査でも、酪農農家の85%が赤字経営となっているとの報告があります。

本町におきましても、先ほど申し述べましたが、二つの経営体が廃業しており、現在の酪農家数は10戸となっております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 酪農家の現在の状況というのは、ボクシングにたとえるなら2度、2回ダウンして、ふらふらながらも立ち上がって、不安定ながらもファイティングポーズを取っているような状態。しかし、ダメージがまだまだ残っているような状態だと私は思っております。

実際のところ、町内の酪農家やJAの担当者に話を聞いてみると、何とか持ちこたえたが、未来は真っ暗な状態だと話しておりました。

副町長も言われましたが、この1年間で2件の酪農家が離農されています。平成26年には川南町内には19件の酪農家が経営していましたが、令和6年には10件になり、この10年間で約、酪農家の半分が離農されている状態です。

ここでお聞きします。酪農家は、まだまだ厳しい経営状態だと考えられる中、昨年度の川南町ファイト酪農緊急支援助成金を、なぜ今年度はやめたのかお聞きします。

○産業推進課長（河野 英樹君） ただいまの御質問にお答えいたします。

令和5年度に議員が言われました酪農経営を緊急的に支援するため、出荷乳料に対する助成事業1キロ当たり3円を町単独事業として実施いたしました。これは、昨年ちょうど6月の補正予算で約1300万ほどの予算計上で執行させていただいたところです。

この財源でございますが、臨時交付金約1130万円を充てさせていただいている状況でございます。このようなことから臨時交付金という財源があったというところから執行ができた状況でございます。

酪農家の厳しさは、先ほど申し上げましたが、当初予算、令和6年度の当初予算等に計上できていないというのが、財源充当できるものがないという現状がございます。このようなことから計上していない状況でございます。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） まだまだ本当に厳しい状況だと私も思っているんですけども、何とかほかの補助金・助成金というのを考えていただけないでしょうか。

○産業推進課長（河野 英樹君） 御質問にお答えします。

令和6年度から、新年度からでございます、酪農家限定ではございませんが、輸入飼料価格に影響されにくい畜産経営体を目指すため、自給飼料生産拡大のための機械等の

導入費用に対する補助事業、これは町単独事業でございますが、実施しております。補助率は3分の1、上限が30万でございますが、このような補助事業を講じております。

あと、予算措置ではございませんが、今月は牛乳月間でございます。牛乳を飲むことが酪農家の一番の応援になると私たち思っております。窮地の酪農を救うのは私たち消費者の応援だと考えます。

ちなみに、Jミルクという団体によりますと、国内の生乳生産量732万トンのうち、牛乳など飲用にしむける量約半分の389万トンだそうです。いつも飲んでいるコップ1杯から1杯半にするだけで、単純計算で200万トン近い消費になるとのことです。実際に行動する人が3人に1人だと約60万トン、5人に1人では約40万トンの消費拡大になります。毎日意識して飲むことが酪農家を応援することになると思いますので、このような小さな取組かもしれませんが、このような応援をとっていければというふうに思います。

加えまして、今週の日曜日、父の日でございます。全国酪農青年女性会議などは、この父と乳製品の乳の語呂合わせでお父さんに牛乳を送ろうと呼びかけるそうですので、町内全体でこのような取組に協力しながら、酪農経営に寄与できればと考えております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 先日なんですけど、酪農家と話をしていたんですけども、このファイト酪農支援助成金のことを非常に助かったと、ありがたかったと言われていました。

その時なんですけども、息子さんがちょうど私とその鶏舎の前を自転車を押して通ったんですけども、笑顔でこんにちとは挨拶をされました。1年前くらいから経営後継者として酪農家の仕事をしているということでしたんですけども、経営が厳しいため、まだ一度も給料をあげていないと話していました。朝早くから暗くなるまで毎日毎日働いても給料がない。それでも頑張っている姿を見て涙が出そうになりました。

こんな未来ある若人のためにも、未来の川南のためにも、ファイト酪農支援助成金の復活、どうでしょうか。

○産業推進課長（河野 英樹君） 田中議員の御質問にお答えします。

大変状況的に苦しく、また今回、すみません、今回ではありません、昨年度実施させていただいた補助金が効果があったということを伺うと、私も、すみません、ちょっと……、しながらも財源というものが需要でございますので、今後、酪農家等の意向、また、本町財政状況等を勘案しながら、検討・協議に入らせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） ぜひ検討のほうをお願いいたします。

時間ないので、すみません。以上で私の一般質問を終了させていただきます。

(午後3時17分 終了)